

正 本

令和7年（ワ）第667号 損害賠償請求事件

原告 袴田 巖

被告 国

準備書面(2)

2026年6月3日

静岡地方裁判所民事第2部合議C係 御中

原告訴訟代理人弁護士 小川 秀世



記

第1 はじめに

被告は、本件談話は、再審判決について不控訴という判断を行った経緯や理由を説明するため、その前提として再審判決の理由中の一部の判示に対する検察の意見又は評価に言及したものであり、一般人の普通の注意と読み方を基準として判断しても、原告が犯人であるとの事実を摘示したものではない旨主張している（答弁書39頁以下）。

たしかに本件談話は、原告が犯人であるとの事実を明示はしていない。しかし、本件談話は、一般人の注意の読み方を基準とすれば、原告が犯人であ

副本直送



るとの事実を摘示したものである。

以下、詳述する。

第2 事実の摘示か否かの判断基準

1 本件談話に関する判断基準

名誉毀損の成否を判断する際、問題となる表現が事実を摘示するものであるか、意見ないし論評であるかを区別する基準について、最高裁判所判例（最高裁平成9年9月9日第3小法廷判決・民集51巻8号3804頁）は、次の通り判示している。

「ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきであり（最高裁昭和29年（オ）第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号10959頁参照）、そのことは、前記区別に当たっても妥当するものというべきである。すなわち、新聞記事中の名誉毀損の成否が問題となっている部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、右部分が、修辞上の

誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に前記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である。また、右のような間接的な言及は欠けるにせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提として前記事項を黙示的に主張するものと理解されるならば、同部分は、やはり、事実を摘示するものと見るのが相当である」

上記最高裁判決は新聞記事に関するものであるが、名誉毀損の成否が問題となる場面において、問題となる表現が事実を摘示するものであるか、意見ないし論評であるかを区別するときに、新聞記事と官公庁が公表する談話との間で別異の基準を用いる必要はない。

本件談話が、意見ないし論評の表明に当たるかのような語を用いている場合にも、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準に、前後の文脈や本件談話の公表当時に読者が有していた知識ないし経験等を考慮すると、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張するものと理解されるときは、本件談話は、当該事項についての事実の摘示を含むものというべきである。

2 公表当時に読者が有していた知識ないし経験等

いわゆる袴田事件の内容やその経緯は、本訴訟でも両当事者が詳しく主張している通りである。ここで強調しておきたいことは、いわゆる袴田事件が近年でもっとも耳目を集めた刑事事件であったことである。

いわゆる袴田事件は死刑事件である。死刑判決に関して再審無罪判決が言渡された事件は、いわゆる袴田事件の再審公判が開始されるまでは現行刑事訴訟法が制定されてから4件しか実例がなかった。しかも直近の例が1989（平成元）年に再審判決が言渡された島田事件であり、死刑判決に関して再審無罪判決が言渡されるのは約35年振りのことであった。

さらに、いわゆる袴田事件では、2014（平成26）年3月27日の再審開始決定とともに拘置の執行停止が決定されており、当時確定死刑囚であった原告は再審無罪判決を待たずに釈放された。再審開始決定と同時に拘置の執行停止がなされたのは、我が国の刑事裁判史上初めてのことであった。

このような特徴から、いわゆる袴田事件の再審公判は、大きな注目を集めていた。報道機関は、再審公判が開かれる度に、再審公判の内容を詳しく報道していた。

一連の再審公判に関する報道を通して、視聴者や読者は、いわゆる袴田事件に関して相当程度の知識を得ることができた。すなわち、いわゆる袴

田事件について、①被害者４名の強盗殺人放火事件であること、②被告人が原告であり、犯人性が争点となっていること、③犯行現場付近から「発見」された「５点の衣類」が犯人性に関する重要な証拠であること、④弁護人は「５点の衣類」がねつ造されたものと主張していること、⑤検察官は再審公判でも有罪立証をして死刑求刑をしたこと、及び⑥事件発生から再審無罪判決までの間に約５８年もの長期間が経過していること等の情報は、この事件に関心があり、報道に触れているものであれば、容易に知識を得ることできた。

本件談話はウェブサイトに掲載されることで全国民に向けて公表されたものであるとはいえ、いわゆる袴田事件に関心がない国民は本件談話を実際に目にすることはない。実際に本件談話を目にした読者は、いわゆる袴田事件に関心があったものである。本件談話もそのことを前提に作成されている。そうであるならば、本件談話の各表現が事実の摘示にあたるか否かを判断する際も、上述のような再審公判に関する報道から読者が得ていた知識等を考慮して判断すべきである。

第３ 検事総長談話の意味内容についての判断

- 1 この一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として検事総長談話の意味内容を検討すると、同談話は「４人を殺して放火した犯人は袴田であ

る」との事実を摘示し原告の社会的評価を低下させるものである。以下これを論証する。

2 ここで袴田事件の再審請求審の経緯について確認しておく。

再審請求審の審判対象は「再審事由の存否」である。

そして、袴田事件の再審請求理由は、有罪の言い渡しを受けた者に対し無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したというものであり（刑訴法435条6号）、その結果、原告に下された確定死刑判決の正当性は揺らぎ誤判の可能性があるとして再審開始を求めたものである。

静岡地裁はその主張を認め再審開始の決定をしたが、即時抗告審は再審開始決定を取り消した。しかし、最高裁は即時抗告審決定には審理不尽の違法があるとして著反正義を理由に取り消し、審理を東京高裁に差し戻した。

差し戻し後の東京高裁は、鑑定人らの尋問を実施した上、令和5年3月13日、静岡地裁の再審開始決定を支持し検察官の即時抗告を棄却した。

そして、検事総長談話は、この「令和5年3月の東京高裁決定には重大な事実誤認があると考えましたが、憲法違反等刑事訴訟法が定める上告理由が見当たらない以上、特別抗告を行うことは相当ではないと判断しました」と述べる。

これは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準に解釈すれば、原告について無罪を言い渡すべき新たな証拠があると認め再審を開始するという静岡地裁の決定を支持した東京高裁の判断には重大な事実誤認があつて誤りであると考えた、ということの意味する。

「重大な事実誤認がある」とは、「無罪を言い渡すべき新たな証拠があると認める」とした判断が誤りで、新証拠の明白性は認められず、原告を「有罪と認め死刑に処する」とした確定判決の正当性は揺らぐ、再審を開始する理由はなかったということの意味する。

そうすると、「令和5年3月の東京高裁決定に重大な事実誤認があると考えた」ということは、「4人を殺害し放火した犯人は袴田である」と認定した確定判決を当然の前提としているから、間接的又は黙示的に、「4人を殺害し放火した犯人は袴田である」という事実を摘示したものである。

しかも、「憲法違反等刑事訴訟法が定める上告理由が見当たらない以上、特別抗告を行うことは相当ではないと判断しました。」という部分は法律的には正確ではない。

なぜなら、刑訴法411条は、「上告裁判所は第405条各号に規定する事由がない場合であっても、左の事由があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができ

る。」とし、その1号は「判決に影響を及ぼすべき法令の違反があること。」(審理不尽)、3号は「判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があること。」と定めているからである。

現に、最高裁差戻し決定は、「所論に鑑み職権で判断する」としたうえで、411条1号を準用し「判決に影響を及ぼすべき法令の違反があり(審理不尽)その「違法が決定に影響を及ぼすことは明らかであり、原決定を取り消さなければ著しく正義に反するというべきである。」と説示して即時抗告審決定を取り消していた(判例時報2566号227～230頁)。

すなわち、東京高裁決定に重大な事実誤認があると言うなら、検察官は411条3号を理由として特別抗告を申し立てることができたのである。

しかし検察官が特別抗告をしなかったのは、差戻し後の東京高裁が差し戻した最高裁決定が示した判断枠組に忠実なものであった上に、「検察官が実施した令和3年度実験の結果によって、むしろ、約1年2か月間みそ漬けされた血痕には赤みが残らないことが一層明らかになったといえ、令和3年度実験の結果は前記の清水教授らの見解をかえって裏付けるものであるといえる。」、「5点の衣類については、事件から相当期間経過した後に、袴田以外の第三者が1号タンク内に隠匿してみそ漬けにした可能性が否定

できず（この第三者には捜査機関も含まれ、事実上捜査機関の者による可能性が極めて高いと思われる。）」という事実を認定していたからである（判例時報2566号263頁、265頁）。

すなわち、特別抗告をしても、差し戻した当の最高裁には受け容れられる可能性は極めて低く、そうすると右の認定にも最高裁がお墨付きを与えてしまうことになる。その結果、事実上再審公判での有罪立証をする途も断たれる危険があり、それを恐れたからほかならない。

したがって、「特別抗告を行うことは相当ではない」という判断には、このような功利的な理由があったと考えるほかなく、談話はそれを隠しているのである。

3 さらに、再審公判は、原告を被告人とする住居侵入、強盗殺人、放火被告事件であり、検察官が被告人である原告を「被害者家族4人を殺害し放火した犯人である」と主張・立証し死刑を求刑した。

そして談話は、「改めて関係証拠を精査した結果、被告人が犯人であることの立証は可能であり、にもかかわらず4名もの尊い命が犠牲となった重大事犯につき、立証活動を行わないことは、検察の責務を放棄することになりかねないとの判断の下、静岡地裁における再審公判では、有罪立証を行うこととしました。」と述べる。

「被告人が犯人である立証は可能であり」とは正に「被告人が4人を殺害し放火した犯人である」と主張することに他ならないから、その旨の事実を摘示するものである。

- 4 ところが、控訴しない理由については、「袴田さんが、結果として相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも思いを致し、・・・・その状況が継続することは相当ではないという判断に至りました」というものである。

しかしこれは、再審無罪を言い渡した「本判決は、その理由中に多くの問題を含む到底承服できないものであり、控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容であると思われます」という叙述に引き続くものであるから、結局一般の読者の普通の注意と読み方を基準とする限り、「無罪判決は間違いだが事情があるから控訴しない」ということを意味している。すなわち、「無罪判決は間違いだ」＝「4人を殺害し放火した犯人は袴田だ」ということを前提としており、間接的又は黙示的にその事実を摘示するものである。

敷衍すれば、検察が最も大きな不満を抱いていた部分は、検事総長談話も指摘するとおり、正に「『5点の衣類』が捜査機関のねつ造であると断定した上、検察官もそれを承知で関与していたことを示唆していますが」という「5点の衣類をねつ造と断じたこと」にあるところ、5点の衣類がね

つ造証拠であるか否かとか、ねつ造した者は誰かという認定に誤認があるというだけでは「判決に影響を及ぼすことが明らかなこと」とは言えず（刑訴法382条）、「上級審の判断を仰ぐべき内容である」とは認められないからである。すなわち「4人を殺害し放火した犯人は袴田である」から無罪判決は破棄されるべきであると主張しなければ控訴の利益は認められない。

5点の衣類は犯人性に関する重要な証拠であり、5点の衣類がねつ造でなければ原告が犯人であることの強力な裏付けになった。そうだとすると、上述のような刑事訴訟法における上訴の利益に関する議論を持ち出すまでもなく、犯人性に争いがある事件で無罪判決に対して検察官が「控訴をして上級審の判断を仰ぐべき」と考えているということは、被告人が有罪、すなわち被告人が犯人であるとしていることに他ならない。

それゆえ、「控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容であると思われる」という部分は、間接的又は黙示的に「『4人を殺害し放火した犯人は袴田である』から無罪判決には事実誤認があり破棄されるべき内容である」ということになり、その旨の事実を摘示したものと理解する以外にないのである。

結局、検事総長談話を最も端的に要約すれば、「4人を殺害し放火した犯

人は袴田であるが控訴しない」ということに尽きる。そして談話全体を通じて無罪判決を尊重するとか無罪判決に従うという趣旨は全く読み取れない。

したがって、答弁書59頁で被告国が主張するように「一般的にされている『検察の主張が受け容れられなかったことは誠に遺憾であるが、判決を尊重し控訴しない』（略）との対外説明をふえんして述べたものにすぎず、これを超えて、検察当局が原告を犯人視していると認識することはないというべきである。」と評価することなど到底できないと言わなければならない。

そのことは、県警本部長や検事正がわざわざ原告宅を謝罪に訪れ「犯人視するものではない」と釈明していたことや、最高検検証報告書（乙1）も「第1 はじめに」の末尾で「もとより、無罪の結論を否定するものではなく、検察は袴田氏を犯人視していないことを改めて付言しておく」と注記していたことから裏付けられる（同1頁）。これらは検事総長談話に対する世間の反発への火消しに他ならない。

そうすると、このような釈明や付言をせざるを得なかったように、検事総長談話自体には原告を犯人視するものではないとの釈明や付言は全く存在しないから、名誉毀損の成立を免れないことは明らかである。

5 実際、本件談話を目にしたのは、本件談話は原告を犯人であるとの事実を摘示していると認識している。

いわゆる袴田事件の無罪判決確定を踏まえて、各地の弁護士会が会長声明を発している。これらの会長声明の中には、本件談話に言及しているものもある。

例えば、京都弁護士会の会長声明は、「無罪判決が確定してもなお、その人を犯人と主張しているかのような談話を公表すること自体、公益の代表者たる検察官の地位や刑事裁判制度の本質に関する深刻な疑念を抱かされる。」としている（甲5－1）。

東京弁護士会の会長声明は、「本無罪判決に対して「ねつ造と断じたことは強い不満」、「判決には到底承服できず控訴すべき内容」などと表明しており、到底是認できる内容ではない」「検察官は、本件がえん罪であることを未だに認めようとしておらず、袴田巖氏に対する真摯な謝罪も、本件についても真摯な反省も全くなされていない」としている（甲5－2）。

大阪弁護士会の会長声明は、「本件談話は、検察庁が自ら上訴権放棄という判断により確定させておきながら、裁判手続外で、再審無罪判決を一方的に批判するのみならず、袴田巖氏の名誉を毀損しかねないものと

なっている。本件談話は、刑事司法の一翼をになう公益の代表者たる地位にあるものとして極めて適切さを欠いたものであると言わざるを得ない」としている（甲５－３）。

山梨県弁護士会の会長声明は、「無罪判決が確定したにもかかわらず、あたかもその人が犯人と主張するような談話を検事総長が発表すること自体、極めて不当な上、その謝罪は表面的で、違法な取調べやそれによって得た自白に偏重した立証、再審請求手続における証拠開示への消極的姿勢、再審開始決定に対する不服申立てなど、袴田氏に苦痛を与え続けた主体としての責任を真摯に受け止めたと評価できるものではなく断じて見過ごすことはできない」としている（甲５－４）。

岐阜県弁護士会の会長声明は、「これは、なおも袴田巖氏を犯人視するかのごとき言動であり、自ら上訴権を放棄したものと矛盾するだけでなく、公益の代表者たる検察官の行動として理解しがたいものである」としている（甲５－５）。

このように各地の弁護士会は、本件談話は原告が犯人であるとの事実を摘示していると認識し、それを前提に本件談話を批判しているのである。

6 本件談話は原告が犯人であるとの事実を摘示していると認識したの

は、読者が弁護士だからではない。法曹関係者ではない一般人も、本件談話は原告を犯人であるとの事実を摘示していると認識している。

ここでは例として、動画サイト「Y o u T u b e」のコメントを上げる。Y o u T u b eでは動画に対して一般のユーザーがコメントをすることが出来る。

株式会社静岡第一テレビがY o u T u b e内で運営しているチャンネル「D a i i c h i - T V N E W S」では、令和6年10月11日、

「【解説】袴田さん再審無罪確定巡る検事総長談話に弁護団が抗議...ポイント」を若狭勝弁護士が詳しく（静岡）」と題する本件談話に関する動画を公開した。

上記動画に対するコメント（甲6-1）では、「当然でしょう。袴田さんが犯人な筈だと言っている様なものですから。検事総長のこの発言は名誉毀損で訴えるべき！！」、「いや、疑わしきは被告人の云々、て袴田さんはロジカルに考えて疑わしくさえないじゃないですか！」等と、ほとんどのコメントが本件談話は原告を犯人である旨指摘していると認識し、それを前提に本件談話を批判している。なお、本件談話に理解を示すコメントもあるものの、それは「やっぱり疑わしいんだね そりゃそうだよな 住み込んでいた家で4人死んでんだから」等というものであ

り、本件談話が原告を犯人である旨指摘していると認識している。

また、株式会社A B E M A N E W S が Y o u T u b e 内で運営しているチャンネル「A B E M A ニュース【公式】」では、令和6年10月14日、「【謝罪なし】袴田さん無罪確定も…検事総長は異例の談話 「“証拠ねつ造”の言葉が検察官を刺激” “本当は怖い”日本の司法 | ABEMA 的ニュー」と題する本件談話に関する動画を公開した。

上記動画に対するコメント（甲6-2）では、「そもそも冤罪だったのに、「いやー犯人だと思ってますけどね」と言うなら控訴すれ（ばよい）」等とほとんどのコメントが本件談話は原告を犯人である旨指摘していると認識し、それを前提に本件談話を批判している。

このように法曹関係者ではない一般人も、本件談話は原告が犯人であるとの事実を摘示していると認識し、それを前提に本件談話を批判しているのである。このことは、まさに一般の読者の普通の注意と読み方とを基準にすると、本件談話は原告が犯人であるとの事実を摘示していることの現れである。

- 7 これまで分析して来たとおり、検事総長談話で問題となっている部分の前後の文脈や、談話の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を総合的に考慮すると、当該部分は前記事項（4人を殺害し放火した犯

人は袴田である）を間接的又は黙示的に主張するものと理解されるから、談話中の名誉毀損の成否が問題となっている部分は、「4人を殺害し放火した犯人は袴田である」という事実を摘示するものである。

- 8 最後に、「再審請求審における司法判断が区々になったことなどにより、袴田さんが、結果とし相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも思いを致し、熟慮を重ねた結果、本判決につき検察が控訴し、その状況が継続することは相当ではないとの判断に至りました。」と控訴しない理由について述べた部分について検討する。

これは、原告の法的地位が不安定な状況に置かれてきたことの原因が主として裁判所の責任にあるとする一方で、「検察が控訴し、その状況が継続することは相当ではないとの判断に至りました。」と述べるものである。

「相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきた・・・その状況が継続することは相当ではない」という判断は社会的な観点に基づくものに他ならないから、住居侵入・強盗殺人・放火被告事件について法と証拠のみに基づいて控訴の可否を判断すべき検察官の権限を超えるものであり、正に超法規的に「控訴を猶予する」という判断をしたということになる。

したがって、原告の迅速な裁判を受ける権利を考慮したものであるとは

言えても、繰り返し「4人を殺害し放火した犯人は袴田である」との事実を摘示して来たことを否定するものではないし正当化するものでもない。だからこそ、控訴しない理由の部分は、一般の読者の注意と読み方とを基準とすれば、談話のそれまでの文脈からして、長期化の責任を裁判所に転嫁しながら、「4人を殺害し放火した犯人は袴田であるから控訴すべきだが、これ以上時間をかけるのは忍びないので控訴しない」としか理解することができず、端的に言えば「お情けで控訴しない」と言っているとしか理解することができないのである。

よって、控訴しない理由部分も原告の名誉を棄損するものである。

第4 損害について

被告は原告には実害は生じておらず損害はないかのような主張もしている。しかし、検事総長談話は上記のように理解されるのであるから、原告を犯人呼ばわりするものであり、その社会的評価を低下させ名誉感情を侵害するという実害も認められる。現に、上述の通り、本件談話に動画に対するコメントの中でも、「やっぱり疑わしいんだね そりゃそうだよね 住み込んでいた家で4人死んでんだから」等と本件談話に理解を示すコメントが見られる（甲6-1）。

被告が検事総長談話によって実害が生じていないとの主張をしているの

は、一般の読者すなわち国民の大多数が形成する世論が、原告の無罪判決を支持し検察は控訴すべきではないとの意見が大勢を占めていたことから明らかかなように、大多数の国民の認識や意見を理解することができず、それと乖離しているからに他ならない。

第5 結論

以上のとおり、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、検事総長談話は、全体を通じて「4人を殺して放火した犯人は原告である」ということを繰り返し述べ、その旨の事実を摘示するものであることは明らかであり、しかも原告を犯人視するものではないとの釈明や付言を伴っていないものであるから、原告の社会的評価を低下させていることは明らかであり、原告に対する名誉毀損の成立を免れることはできない。

よって、被告国の主張には理由がない。

以上